

契約管財局発注の物品供給等契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約を除く)

No.	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	インナープレート(環境局)買入	19:産業用機器	日本発條(株)	28,112,400	平成28年10月20日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30	
2	ライナープレート(環境局)買入	19:産業用機器	(株)栗本鐵工所	19,980,000	平成28年10月21日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30	
3	救急救命処置用訓練人形一式 買入	27:医療用機器	(株)アダチ	1,976,400	平成28年10月26日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30	
4	患者監視装置用バッテリー(ハートスタートMRx用)ほか1点 買入	27:医療用機器	(株)アダチ	3,942,000	平成28年10月26日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30	
5	食道閉鎖式エアウェイ(LTS) 買入	27:医療用機器	(株)アダチ	8,709,120	平成28年10月26日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30	
6	二連式加湿酸素流量計一式 買入	27:医療用機器	日本船舶薬品(株)	2,570,400	平成28年10月31日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30	
7	はしご車分解整備(2)	37:自動車修理	(株)モリタテクノス	19,764,000	平成28年11月8日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G31	
8	ポストカラム-イオンクロマトグラフ分析計 修繕	28:理化学機器	(株)ジェイ・サイエンス 関西	3,402,000	平成28年11月15日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G31	
9	空気呼吸器Aほか3点 買入	59:消防・防災用品	真弓興業(株)	27,655,560	平成28年12月27日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30	
10	液体クロマトグラフ質量分析計 ほか1点 修繕	28:理化学機器	日本ウォーターズ(株)	2,667,600	平成28年12月28日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G31	

随意契約理由書

1 案件名称
インナープレート（環境局）買入

2 契約の相手先
日本発條㈱

3 随意契約理由

・製品指定理由

今回購入するインナープレートは、南港ポートタウンにおいてごみを各家庭から中継センターまで輸送するためのごみ輸送管の補修用部品である。

ごみの空気輸送システムは、大成建設㈱が設計・施工した地下に埋設された輸送管（直径 60 センチの配管）内に空気の流れを作り、その流れにごみをのせて、各家庭から中継センター（南港管路輸送センター）へ輸送するシステムで、輸送管は、ポートタウン内総延長 11 キロメートルにわたるごみ収集施設の構成の一部である。

輸送管の補修用部品については、一般的な上下水道の配管とは使用条件が異なり、特にごみを吸引して輸送するため、大成建設㈱が輸送管の肉厚が局所で薄い個所の直管また曲管部に適用し、短期間のうちに復旧ができるよう、脱着作業の効率も考慮した部品として日本発條㈱へ依頼し、製作したものである。

したがって、詳細寸法、仕様及び関連機構との関係は、他社では知りえず、使用部品の調達も不可能である。

よって、日本発條㈱の製品を指定する。

・業者選定理由

本製品は日本発條㈱が直接販売を行っており、他社では取扱いできないため、日本発條㈱と特名随意契約を行う。

4 根拠法令
地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署
環境局 南港管路輸送センター（電話番号 06-6612-4981）

随意契約理由書

1 案件名称
ライナープレート（環境局）買入

2 契約の相手先
（株）栗本鐵工所

3 随意契約理由

・製品指定理由

今回購入するライナープレートは、南港ポートタウンにおいてごみを各家庭から中継センターまで輸送するためのごみ輸送管の補修用部品である。

ごみの空気輸送システムは、大成建設（株）が設計・施工した地下に埋設された輸送管（直径 60 センチの配管）内に空気の流れを作り、その流れにごみをのせて、各家庭から中継センター（南港管路輸送センター）へ輸送するシステムで、ごみ輸送管は、ポートタウン内総延長 11 キロメートルにわたるごみ収集施設の構成の一部である。

輸送管の補修用部品については、一般的な上下水道の配管とは使用条件が異なり、特にごみを吸引して輸送するため、大成建設（株）が輸送管の肉厚が管全体に薄い個所の直管また曲管部に適用し、短期間のうちに復旧ができるよう、脱着作業の効率も考慮した部品として（株）栗本鐵工所へ依頼し、製作したものである。

したがって、詳細寸法、仕様及び関連機構との関係は、他社では知りえず、使用部品の調達も不可能である。

よって、（株）栗本鐵工所の製品を指定する。

・業者選定理由

本製品は（株）栗本鐵工所が直接販売を行っており、他社では取扱いできないため、（株）栗本鐵工所と特名随意契約を行う。

4 根拠法令
地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署
環境局 南港管路輸送センター（電話番号 06-6612-4981）

3

随意契約理由書

1 案件名称

救急救命処置用訓練人形一式買入

2 契約の相手方

(株)アダチ

3 随意契約理由

救急隊が現場活動で心肺停止傷病者等に対する救急救命処置を確実に実施するためには、心肺停止傷病者等のバイタルサインと同様な表現ができ、訓練人形操作者が任意で各種設定変更が可能な訓練人形で救急救命処置訓練を行う必要があり、本市が求める訓練人形に適合する製品は本製品のみであるため選定する。

当該製品は、販売元はレールダルメディカルジャパン（株）である。上記業者はレールダルメディカルジャパン（株）が取り扱う製品の大阪府下における唯一の販売代理店である。

よって上記業者を指定するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

消防局救急部救急課（救急指導）（電話番号 06-4393-6627）

4

随意契約理由書

1 案件名称

患者監視装置用バッテリー（ハートスタートMR x用）ほか1点 買入

2 契約の相手方

(株)アダチ

3 随意契約理由

今回購入する物品は消防局の救急隊が使用する除細動器(株)フィリップスエレクトロニクスジャパン製ハートスタートFR3 PRO)及び患者監視装置(株)フィリップスエレクトロニクスジャパン製ハートスタートMR x)の消耗品であり、適合する製品は本製品のみである。よって本製品を選定する。

当該製品は(株)フィリップスエレクトロニクスジャパン製であり、販売元はレールダルメディカルジャパン(株)である。レールダルメディカルジャパン(株)は、日本国内の消防機関における(株)フィリップスエレクトロニクスジャパンの唯一の医療機器販売代理店である。また、上記業者はレールダルメディカルジャパン(株)が取り扱う製品の大阪府下における唯一の販売代理店である。

よって上記業者を指定するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局救急部救急課(救急) (電話番号 06-4393-6628)

5

随意契約理由書

1 案件名称

食道閉鎖式エアウェイ（L T S） 買入

2 契約の相手方

(株)アダチ

3 随意契約理由

食道閉鎖式エアウェイ（L T S）は、心肺停止傷病者に対して救急救命士が医師の指示により実施する特定行為（器具による気道確保）に使用する救命資器材であり、類似製品と以下5点について比較検討した。

- ・ 挿入が容易で他の機器と接続でき、固定性があること。
- ・ 気密性があること
- ・ ハンドフリー状態で活動ができること
- ・ 食道疾患傷病者への使用が可能であること
- ・ カフの注入操作が1回の操作でできること

上記すべてを満たすものはスミスメディカル・ジャパン株式会社製のラリングルチューブサクションL T Sのみであり、傷病者の救命に最も効果的であると考えられるため、本製品を選定する。

また、(株)アダチはスミスメディカル・ジャパン株式会社を取り扱う全製品の唯一の販売代理店である。

よって上記業者を指定するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局救急部救急課（救急） （電話番号 06-4393-6628）

6

随意契約理由書

1 案件名称

二連式加湿酸素流量計一式 買入

2 契約の相手方

日本船舶薬品(株) 大阪営業所

3 随意契約理由

当該製品は、救急車内に設置し、ボンベ内の酸素を加湿しながら傷病者に酸素投与を行う際に使用するものである。

救急車内に設置する加湿酸素流量計は以下の性能を有する必要がある。

- ・薬事法により医療用具として承認を受けていること。
- ・フローメーター(酸素流量計)及び加湿瓶等が堅牢なケースに内蔵しており、ヘルメット等が衝突し衝撃を受けても損傷しにくい構造であること。
- ・同時に2名の傷病者に酸素投与する必要があることから二連式であること。
- ・呼吸様式の多様な患者に対応するため酸素流量は毎分15ℓ以上の投与ができ、かつ1ℓ毎の設定が可能であること。
- ・救急車内のボンベ収納場所から加湿酸素流量計を設置する場所まで配管により接続する構造であること。
- ・人工呼吸器など酸素を必要とする資器材を使用する場合においても使用できるようにジュンロン型のワンタッチ式接続口が2個あること。

当該製品は(株)三幸製作所製であり、当該製品の販売及び修理・点検その他一切の業務を負う発売元は新鋭工業(株)であり、新鋭工業(株)が販売する当該製品及びその周辺機器の日本における販売、修理・点検その他一切の業務を代行する代理店は上記業者である。よって上記業者を選定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局救急部救急課 (電話番号 06-4393-6628)

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

はしご車分解整備（２）

2 契約の相手方

㈱モリタテクノス 西日本営業部

3 随意契約理由

はしご車は、高所での消防活動を目的としてはしご自動車の安全基準に基づき設計製作され、人命保護上高度な安全性を要求されるものである。

当該はしご車は㈱モリタ製であり、ぎ装全般について独自の技術で設計製作されており、また構造及び相互の関連機器並びに各種装置等には特許部分が多くあり、点検整備には高度かつ専門的な知識と技術が必要である。

上記㈱モリタテクノスは製作会社からはしご車点検整備業務を移管された唯一の会社であり、当該業務は㈱モリタテクノス以外では履行不可能である。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

消防局警防部警防課（機械器具開発）（電話番号 06-4393-6191）

随意契約理由書

1 案件名称

ポストカラム-イオンクロマトグラフ分析計 修繕

2 契約の相手方

名称：(株)ジェイ・サイエンス関西

3 随意契約理由

本契約は、ポストカラム-イオンクロマトグラフ分析計（サーモフィッシャーサイエンティフィック(株)製 ICS-5000 及び ICS-5000+）の修繕を行い、機能回復を図るものです。

当該機器は、水道水質検査等に使う極めて高い精度が要求される装置であり、本装置専用に成型及び加工され、一般に販売されていない精密部品を使用し、本装置特有の技術仕様に基づいて製造されたものです。

また、業務の履行にあたり、一般に販売されていない専用の精密部品の調達及び本装置特有の技術仕様に関する知識が必要不可欠です。

よって、本業務後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができるのはサーモフィッシャーサイエンティフィック(株)が唯一の業者です。

以上のことから、上記の業者から大阪府内における唯一の代理店であることの証明を受けている(株)ジェイ・サイエンス関西と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部水質試験所庭窪分室（電話番号06-6907-4482）

随意契約理由書

1 案件名称

空気呼吸器Aほか3点 買入

2 契約の相手方

真弓興業株式会社

3 随意契約理由

(1) 機種選定理由

空気呼吸器は、火災現場等で煙が充満するなど呼吸が困難な環境で、ボンベ内の空気を吸うことによりその環境下の空気に依存せず、独立した呼吸が可能となるものである。

冬季の災害現場においては、レギュレータが凍結し正常に作動しなくなることがある。原因はレギュレータ内に侵入した冷たい水が、装着者の吸気等による空気の断熱膨張によりさらに冷やされ、凍結に至ってしまうものである。これを防止するため、レギュレータ内の水が排出される構造及び装着者の呼気がレギュレータ内を通りレギュレータ内を温めることで凍結しにくい構造となっているものが必要である。さらに当局保有の空気ボンベとの互換性も必要である。

以上のことから、凍結しにくい構造を有し、当局保有の空気ボンベと互換性があるのは、エア・ウォーター防災㈱製のライフゼムA1-12 OS型のみであるため、上記製品を指定する。

(2) 業者選定理由

当局が指定する上記空気呼吸器（レスクマスク付及びエアライン用含む）及びそれに関する消耗品の納入については、関西地区の総代理店である株式会社重松製作所から認定された唯一の販売代理店である真弓興業株式会社以外では履行することが不可能である。

よって上記業者を指名する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

消防局警防部警防課（消防装備）（電話番号 06-4393-6556）

随意契約理由書

1 案件名称

液体クロマトグラフ質量分析計 ほか1点 修繕

2 契約の相手方

日本ウォーターズ(株)

3 随意契約理由

本契約は、液体クロマトグラフ質量分析計及びポストカラムー高速液体クロマトグラフ分析計（日本ウォーターズ（株）製）の修繕を行い、機能回復を図るものです。

当該機器は、水道水質検査等に使う極めて高い精度が要求される装置であり、本装置専用に成型及び加工された精密部品を使用し、本装置特有の技術仕様に基づいて製造されたものです。

また、業務の履行にあたり、一般に販売されていない専用の精密部品の調達及び本装置特有の技術仕様に関する知識が必要不可欠です。

よって、本業務後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができるのは、当該機器の製造メーカーである日本ウォーターズ（株）が唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部水質試験所柴島本所（電話番号06-6815-2367）